

【主な質問項目】

1. プロスポーツ振興について
2. ドルフィンポートにおける県総合体育館等整備構想について
3. 鹿児島港本港区の有効活用について
4. 上海路線の維持と県職員千人研修派遣について
5. 食品の輸出に向けた環境整備について
6. 県政の全分野・全事業を対象とした政策評価について
7. まとめ

【質問本文】

1. プロスポーツ振興について

■ 質問（しもづる）

鹿児島市・鹿児島郡区選出、無所属の下鶴隆央です。

今回の県議会定例会は、私が平成二十三年四月にこの県議会へとお送りいただいてから二年余りの間で、最も県民の皆様の注目を集めていると感じております。先日の代表質問の際も数多くの傍聴の方が来られていらっしゃいましたし、本日もまたしかりであります。また、インターネット中継をごらんいただいている方もたくさんいらっしゃると思います。このように県民の皆様に御注目いただいている中で一般質問に登壇させていただいていること、大変光栄であり、また身の引き締まる思いです。県民の皆様の負託に応えられる質疑となりますようしっかりと気合いを入れて質問に入ってまいりますので、よろしく願いいたします。

最初に、鹿児島におけるプロスポーツ振興について六点質問します。

この間の日曜日、九日にサッカー九州リーグの首位決戦、ヴォルカ鹿児島対FC KAGOSHIMAの試合が鹿児島市のふれあいスポーツランドで開催されました。私も見に行ってきましたが、年々県民の皆様の関心、盛り上がりが高まってきていると感じます。また、バスケットボールではレノヴァ鹿児島が、日本バスケットボールリーグ二部ーJBL 2ープレーオフで優勝まであと一步のところまで迫るなど、さまざまなスポーツで本県をホームとするチームが鹿児島を盛り上げることに大きな役割を果たしています。

プロスポーツ、そしてプロスポーツチームがこの鹿児島にあるということは、県民一体となって盛り上がること、スポーツを通じた子供たちの健全な発育を図ること、そして県外在住の本県出身者の皆様と鹿児島をつなぐきずなとなること、県外・国外に向けて鹿児島の名前、魅力をPRできることなど、その効果は多岐にわたります。

そこで、一点目の質問です。

鹿児島にプロスポーツ、プロスポーツチームがある意義を県としてどう考えているか、お答えください。

さて、現在、鹿児島県にはJリーグ昇格を目指してJFL一上から三番目のリーグの一つ下、四部リーグの九州リーグで、ヴォルカ鹿児島、FC KAGOSHIMAの二チームが活躍しています。

伊藤知事は昨年七月の県知事選挙で三選を果たされたわけですが、その際に提示されたマニフェストには次のような記述があります。第百三十一番目の項目です。「Jリーガーを多数輩出する鹿児島でJリーグチームが生まれるよう、サッカーチームがJFLに昇格した後、Jリーグ昇格へ向け、県民総ぐるみで支援します」。

そこで、二点目の質問です。

この県民総ぐるみの支援とは、具体的にはどのような支援を予定・想定しているのか、お答えください。

さて、先ほど申し上げましたとおり、現在、本県にはJリーグを目指すチームが二チームあり、Jリーグの一步手前のカテゴリー、四部の九州リーグで活動しています。現在、Jリーグと呼ばれるのはJ1、J2、すなわち二部リーグまでです。その下にあるのが三部リーグのJFLですが、ここに昇格するには、九州リーグを優勝した上で、全国の地域リーグ優勝チームで争う大会―地域決勝―で上位に入らなければなりません。非常に狭き門です。昨年の九州リーグではFC KAGOSHIMAが優勝、なお、ヴォルカ鹿児島は僅差の二位だったわけですが、地域決勝で残念ながら敗退しました。

このような状況下で、戦力、観客、サポーター、スポンサー等も分散してしまうこともあり、昨年末には二チーム一本化に向けた協議が行われたものの、時間切れで調わなかったとの報道がなされました。

そこで、三点目の質問です。

昨年末の一本化協議の結果について県として、どう捉えているか。そして、同一リーグで戦うライバルチームである以上、やはり利害が食い違う部分も出てくるかと思えます。先ほどの知事マニフェストにJFL昇格後という条件がついていましたが、そのように両当事者のみに任せて待つのではなく、鹿児島にJリーグチームをつくることを目指して積極的に一本化協議に関与していくべきと考えますが、県の考えを示してください。

さて、プロスポーツチームが活動する上では、試合会場そして練習会場の確保が大きな課題です。例えばバスケットボールでは県総合体育センター体育館、サッカーでは県立鴨池陸上競技場、そして新設されるふれあいスポーツランドのサッカー・ラグビー場など、県の施設も多く含まれます。まず利用の割り当ての確保、そして各チーム、特に立ち上げの段階では観客、スポンサー、グッズ収入なども最初から潤沢に集まるわけではありませんので、チームにとって支払う使用料が大きな課題となります。

そこで、四点目の質問です。

これら試合会場・練習会場については、プロスポーツチームに対し優先割り当て、そして使用料の減

免等を行うべきと考えますが、県の考えを示してください。

ところで、冒頭申し上げましたとおり、鹿児島にプロスポーツがある意義の一つは、盛り上がり、具体的には試合会場周辺で祝祭空間、お祭りの空間をつくり出すことにあります。Ｊリーグやプロ野球などプロスポーツの試合は、試合そのものだけが魅力なのではありません。スタジアムの最寄り駅におり立った瞬間から、チームののぼり、ユニフォームや旗を持った人がたくさんいるのを見て、非日常の空間にやってきたことを実感するわけです。スタジアムに着くそのずっと前から胸の高鳴り、興奮があるわけです。試合会場、そしてスタジアム敷地に入った瞬間、いろんな出店や路上のイベントスペース、そしてそこでつくり出される活気とにぎわいに、より一層胸が高鳴るわけです。

つまり、試合会場、そしてその周辺は単なる試合をする場所ではなく、お祭りの空間なのです。そのため、出店、イベントスペースの設置、ホームチームののぼりや旗などの掲示など、プロスポーツチームがお祭りの空間の雰囲気づくりにやろうとしていること、やりたいことをできる限り県としても認めて、バックアップしていく必要があります。

そこで、五点目の質問です。

プロスポーツチームがお祭りの空間の雰囲気づくりにやろうとしていることについては、できる限り規制を撤廃し、県として認めて、協力していくべきと考えますが、県の考えを示してください。

ほかにも鹿児島にプロスポーツがある意義があります。それは鹿児島のPRです。全国単位、九州単位のリーグで戦う各チームは鹿児島の名前を背負って戦っており、上のリーグともなると、地名、チーム名が新聞・テレビにも出るわけです。観光や県産品の販売に向けた、県外に向けたPRにも一役買っていることとなります。

ところで、本県にはＪリーグのチームなどがキャンプで訪れることから、その時期になると空港などに、来ていただいているチームのユニフォームなどの展示コーナーが設けられます。民間のホテルにも常設で展示しているところもあります。民間のホテルの場合は、泊まってくれるお客さんということになるかと思いますが、少なくとも公的施設では、キャンプに来てくれるチーム同等ぐらいは、地元のチームの応援、展示ができないものでしょうか。

そこで、六点目の質問です。

我々鹿児島県民のチームという機運をより一層醸成するためにも、県庁、加えて少なくともキャンプに訪れる県外チームのユニフォーム等を展示している場所には、あわせて地元チームの展示コーナーも設置すべきと考えますが、県の考えを示してください。

以上、一回目の質問といたします。

□ 答弁（伊藤知事）

プロスポーツの振興についてのお尋ねであります。

ふるさと鹿児島にプロスポーツチームが存在いたしますことは、県民に連帯感と郷土意識を呼び起こ

す契機になりますとともに、県民が一流のプレーを身近で数多く見ることができ、未来を担う青少年に夢と希望を与えることにもつながるものであると考えております。また、本県の競技人口やサポーターの拡大、選手の発掘・育成・強化と本県の競技力向上に寄与するものであり、スポーツの振興による「力みなぎる・かごしま」の実現につながるものと考えております。

私がマニフェストに掲げました、JFLに昇格した後のサッカーチームへの支援策につきましては、今後、昇格チームの意向などを把握した上で検討することといたしておりますが、他県で行われているような募金活動への協力、県有施設での使用料の減免、優先使用等の支援及びPR活動や集客活動への支援など、幅広く適切な支援策を検討してまいりたいと考えております。

□ 答弁（教育長）

サッカーチームの一本化に向けた県の取り組みについてでございます。

Jリーグ参入に向けたチームの一本化につきましては、ヴォルカ鹿児島とFC KAGOSHIMAの両チームと県サッカー協会が直接協議を行っているところでございます。県といたしましては、県サッカー協会が設けました、県、鹿児島市、鹿児島市サッカー協会を含めた四者会議に定期的に参加し、条件整備等について協議してきたところでございます。二〇一三年シーズンへ向けて昨年末をめぐりに行われた一本化に向けた両チームの交渉は不調に終わり、残念に思っております。

一本化につきましては、県サッカー協会が強い熱意を持って取り組んでおり、両チームの経営状態や選手の意向などにも精通しておりますことから、県としては、県サッカー協会を中心とした関係者の調整により、チームの一本化が実現することを期待しているところでございます。

試合会場・練習会場の割り当て及び使用料の減免についてでございます。

県有施設は、県民参加の各種大会へも活用されますことから、プロチームの練習場に優先的に割り当てることは困難でございますが、サッカーに関しましては、ホームタウンとなります鹿児島市内にグラウンドの整備が進んでおり、来年には県立サッカー・ラグビー場三面も供用されますことから、利用時間等にもよりますが、練習場の割り当てに一定の配慮ができるのではないかと考えております。

試合会場につきましては、県有体育施設は、利用者の調整会議を実施し、他の競技団体との調整を行っておりまして、プロスポーツチームの公式戦については配慮を行っているところでございます。サッカーにつきましては、ホームスタジアムを指定する必要があり、今後、利用が想定されます鴨池陸上競技場の利用団体との調整をあらかじめ行うことといたしております。

なお、使用料減免等につきましては、今後、他県の例を見て検討してまいりたいと考えております。

各チームが盛り上がる雰囲気づくりについてでございます。

鴨池運動公園の利用につきましては、鹿児島県都市公園条例により、物品販売、花火等の火気使用などの行為は施設管理者の許可を受けることとなっております。試合会場をお祭り空間として雰囲気をつくることは、ビン類の販売禁止や火気の適切使用など安全性の確認を得ることにより、可能であると考え

ております。今後、イベント主催者のニーズを確認した上で、適切に対応してまいります。

地元のチームを応援する機運の醸成についてでございます。

地元プロチームのユニフォーム等の展示につきましては、提案をいただいて検討してまいりたいと考えておりますが、現在、キャンプチームのユニフォーム等を展示いたしております空港やホテルロビー等につきましては、広さや展示コンセプト等の関係で難しいと伺っております。今後、のぼり旗の掲示、試合の告知、ポスター配布など、地元プロチームを応援する機運の醸成に向け、どのような取り組みが可能か検討してまいりたいと考えております。

2. ドルフィンポートにおける県総合体育館等整備構想について

■ 質問（しもづる）

続いて、ドルフィンポートにおける県総合体育館等整備構想について四点質問いたします。

二〇二〇年国体に向けた新たな県総合体育館等整備構想については、平成二十三年三月、ちょうど前回の県議選の一カ月前に基本構想が取りまとめられています。この基本構想には施設構成及び主な内容として、全体としてメインアリーナ、サブアリーナ、武道場、弓道場等を整備すること、メインアリーナは全国大会、国際大会対応、各種イベントにも利用可能な施設、大きさはバスケットコート四面、五千から七千席の観客席といった内容が記されています。そして、整備予定地として県庁東側のいわゆるMBCグラウンドが予定されていたところです。

今回、ドルフィンポートでの県総合体育館等整備構想が持ち上がった際、県民の皆様もさまざまな感想をお持ちになったことかと思えます。その中の論点の一つとして、桜島を目の前に望み、海からも近い景観・観光資源として一等地であるドルフィンポート敷地の活用策としてふさわしいかどうかであると思えます。

そこで、一点目の質問です。

ドルフィンポート敷地のこれまでの活用策検討経緯について示してください。

さて、今回この構想が出てきたわけですが、その可否を判断する上で重要なのが、整備構想の内容はもちろんのこと、幾らかかるのか、建設費・運営費です。皆さんふだんの買い物でも、品物がどんないいものであったとしても、値段が高ければ買わないという選択をするかと思えます。

そこで、二点目の質問です。

今回の整備構想について内容を示してください。特に、平成二十三年三月の総合体育館等整備基本構想で示されている内容から変わるものか。変わるのであればその内容について示してください。

また、建設費についてですが、試算を行っていただければ示してください。なお、試算を行っていない場合でも、他県の同種・同規模施設の建設費は非常に有益な情報だと思いますので、現在の構想と同種・同規模の施設の建設費について、参考調査・事例調査を行っているものがあれば示してください。

さて、知事は、体育館機能に加え、展示会、イベント等の開催も可能な複合施設を想定している旨発言されておられます。

これらの展示会、イベント等の開催が可能な施設が存在することは、県外・国外から観光客やビジネス客を呼び込み、鹿児島に稼げる仕事をつくる上で非常に重要であると考えます。一方で、これらのアリーナの施設、複合的施設の運営には相当額の運営費がかかるのも事実です。運営費がどのくらいかかるのか。そのうちどのくらい利用料収入でカバーできるのか、裏を返せば税金負担がどのくらいかかるのか。そもそも県外・国外からの利用が見込めるのかといった情報を慎重に検討した上で、可否を判断すべきと考えます。

そこで、三点目の質問です。

展示会、イベント等も含め、どの程度の利用、集客を想定しているか、お答えください。

また、運営費の試算に関して、年間どの程度の運営費がかかり、そのうちどのくらいを利用料でカバーできるのか、残りのどのくらいが税金負担になるのか、お答えください。

さて、鹿児島市には鹿児島アリーナというアリーナ施設が既に存在します。この鹿児島アリーナですが、メインアリーナ同士について、さきの平成二十三年三月の基本構想と比較してみると、広さは、県の構想がバスケットコート四面、鹿児島アリーナが三面、観客席は、県の構想が五千から七千席、鹿児島アリーナが最大五千七百席と、比較して県の構想が鹿児島アリーナよりやや大きいか同規模と言えます。もし、県がつくる施設が、県外からも一定の集客が見込め、仮に建設費・運営費が一定の範囲内でおさまる場合であっても、なぜ別個につくるのか、根拠、説明が必要になると考えます。

そこで、四点目の質問です。

アリーナの施設として鹿児島市内には鹿児島アリーナがある中で、新たに県としてアリーナの施設を整備しようとする理由についてお答えください。

□ 答弁（土木部長）

ドルフィンポート敷地の活用策検討経緯と現状についてです。

ドルフィンポート敷地については、民間活力の導入によるホテル、商業施設等の一体的整備を目指すこととしていましたが、経済情勢等の変化により、計画に沿った開発は困難と判断し、平成十六年七月から十五年間の事業用借地権設定契約により活用を図っているところです。現在、同敷地は、鹿児島ウォーターフロント株式会社により、ドルフィンポートとして二十二のテナントが営業を行っております。

□ 答弁（知事公室長）

ドルフィンポート敷地等に整備を検討している施設につきましては、総合体育館等整備基本構想にお示ししている体育館の機能だけではなく、コンサートを初め、さまざまなイベントが開催できる空間として、また、現在のドルフィンポートにあるような飲食店街や新たな展望スペースを備えた、にぎわいと回遊性を有する空間として、多くの人々が集う総合的な施設を整備しようとするものでございます。具体的な施設内容や配置計画等につきましては、今後、専門家や鹿児島市など関係者の意見を聞きながら、

今年度中に取りまとめていくこととしております。

基本構想におきます総合体育館のアリーナ部分の施設整備費は、他の同様の施設を参考に試算いたしますと百二十億円程度と見込まれます。新たに整備する施設の整備費につきましては、これに加え、にぎわいと回遊性を有する空間として整備することから、おおむね二百億円前後になるのではないかと想定されますが、今後、具体的な施設内容や配置計画の検討、基本設計の中で具体的に試算していくこととしております。

イベント等の利用・集客見込みにつきましては、今後、施設の内容等を検討し、施設の完成は平成三十一年前半を予定しておりますことから、現時点では明確にお示しできないところではございますが、大規模なスポーツ競技大会はもとより、スポーツ興業やコンサート、見本市、各種式典などさまざまなイベントに対応できるよう、例えば可動式の客席の設置や音響対応など利便性の高い施設の整備についても、今後、専門家などからの意見を聞きながら、利用や集客の向上が図られるよう施設内容や施設配置を検討することとしております。

施設の管理運営費につきましては、今後、整備する施設内容の検討結果を踏まえて算定することとなります。なお、鹿児島アリーナの管理運営費は約二億円であります。また、新たに整備を行う県のアリーナと同程度の収容人員を有する他県の施設の管理経費は、施設構成がさまざまで一概には申し上げられませんが、平均で五億円程度となっております。

鹿児島アリーナとの関係についてでございます。

鹿児島アリーナは、市民の健康・体力づくり、スポーツ技術の向上、地域コミュニティの強化などを目的に平成四年に整備され、多くの利用がなされております。県体育館は、体育振興を通じて、県民の体格の向上、青少年の健全な育成を期するための場として昭和三十五年に整備され、現在に至っております。年間稼働率は九三%でございますが、老朽化し、また狭隘でありますことから、平成三十二年の本県での国体開催も踏まえまして、総合体育館を整備することとされたところでございます。

ドルフィンポート敷地等に整備する総合的な施設は、全国大会などが開催可能となるよう体育館機能の充実に加え、多くの人々が集う機能を有した新たなにぎわい空間の形成を目指して整備を進めるものでございます。

3. 鹿児島港本港区の有効活用について

引き続き、鹿児島港本港区の有効活用について三点質問します。

今回、体育館構想でドルフィンポート敷地の活用について注目が集まることになりましたが、しかしながら、ドルフィンポート敷地がどうこうという話だけでなく、海を生かしたまちづくり、港を生かしたまちづくりを総合的に考えていく必要があると思います。

鹿児島港については、話題のドルフィンポートだけでなく、南に行けば順に住吉町十五番街区、南港、マリポート、木材港など、これからの有効活用を考える必要がある場所がたくさんあります。もちろん、本会議で先輩議員の皆様も取り上げていらっしゃいます港湾計画の改訂も喫緊の重要な課題です。

本来であれば全体を総合的に質問したいのですが、時間の関係上、今回の私の質問では、パース通りが海に突き当たる周辺の県有地、通称住吉町十五番街区を中心に質問します。

昨日、十三日の地元紙に次のような記事が出ていました。「伊藤知事は十二日、『本年度中に公開コンペー提案公募一という形で募集したい』と売却する方針を明らかにした」。提案公募による売却方針を示されたということですので、この点も踏まえて質問してまいります。

この方針が示されたことを受け、一点目の質問と二点目の質問を一括で質問します。

住吉町十五番街区について、これまでの活用策検討経緯と現状、今後の方向性についてお答えください。

また、今後の方向性、有効活用について、私は広く県民の声、知恵を募るべきだと考えておりますが、今回、提案公募という方針が示されました。それでは、現時点でまず内容としてどのような施設がふさわしいと考えているか。そして、どういう体制で、つまり誰がコンペの審査をするのか、考えを示してください。

さて、鹿児島港本港区周辺のまちづくりを考えるに当たっては、地元自治体である鹿児島市との連携・協議が必要不可欠です。実際に今回のドルフィンポートの件では市電観光路線延伸構想も大きく影響を受けております。

そこで、三点目の質問です。

本港区におけるまちづくりについて、鹿児島市とどのように協議し取り組んでいくか。なお、住吉町十五番街区は一部鹿児島市の土地が残っているはずですので、その点も含めてお答えください。

以上、二回目の質問といたします。

□ 答弁（土木部長）

次に、住吉町十五番街区のこれまでの活用策検討経緯等についてです。

住吉町十五番街区は、鹿児島港ポータルネッサンス 21 事業推進協議会において、活用策が見出されなかったため、所有者の県と鹿児島市において、売却も含め検討することとしたところでした。その後、同街区の一体的な活用策を検討するため、同街区内の市有地と街区外の県有地の交換手続を進めております。

本港区は、すぐれた自然景観や中心市街地に近い地理的特性を有しており、集客力の高い施設を整備し、にぎわい空間として活用を図ることとしており、住吉町十五番街区は、このような状況も踏まえ、提案公募方式による売却に取り組んでまいります。

鹿児島港本港区のまちづくりの進め方における県の考え方についてです。

住吉町十五番街区については、今後、提案公募を進める中で、幅広く外部の専門家などの御意見を伺ってまいりたいと考えております。

本港区におけるまちづくりについての鹿児島市との協議についてです。

鹿児島港本港区におけるまちづくりについては、これまでも、県市意見交換会や路面電車の連絡協議会等の場において、鹿児島市と協議・検討を行ってきたところです。県としては、本港区の活用は新たなぎわい空間の形成に深くかかわるものと認識しており、今後とも鹿児島市と協議を行いながら進めてまいります。

4. 上海路線の維持と県職員千人研修派遣について

■ 質問（しもづる）

続いて、上海路線の維持と県職員千人研修派遣について三点質問します。

今回の研修事業の概要については既に数多く報道がなされており、また、事業目的、内容、効果、派遣対象等については既に自民党並びに県民連合の代表質問、公明党成尾議員の一般質問で質疑が行われたところです。この事業は全国ニュースになるほど皆様の関心、注目度が非常に高い事項であります。したがって、重複する箇所は簡潔に、しかしながら、私なりの問題意識でしっかりと質問してまいります。

一点目は、路線維持の観点から、既存の助成策、例えば鹿児島空港国際化推進事業などの効果測定、政策評価について質問します。

今回の事業は、搭乗率が路線休止・廃止となる水準以下に落ち込んでいることから、緊急的な対応として行う旨説明がなされております。それでは、今回この事業を行うことで一時的に搭乗率が回復したとして、その後の平常時にはちゃんと路線維持が可能なのでしょうか。この点がクリアできなければ、今回一億一千八百万円税金を投入したが、結局廃止になってしまったとなり、無駄になってしまいます。

そこで、平常時に行っている需要喚起策並びに補助制度、言い換えれば、今までの需要喚起策並びに補助制度は搭乗率アップに効いていたかどうか、検証する必要があります。

本県では従来より、鹿児島空港国際化促進事業として平成二十三年度決算で一億七千五百万円支出しています。六名以上の団体での渡航客への補助、総額一千百万円などです。

さて、肝心の鹿児島空港国際線利用者数ですが、目標は平成十九年国際線利用者数約九万人の倍増、十八万人となっておりますが、実績は平成二十二年が七万九千九百三十人、平成二十三年が七万二千三百三人となっており、目標に遠く及ばないどころか、平成十九年比でも二〇%減、直近一年でも一〇%減という状況です。もちろん利用者数の変動にはさまざまな要因があります。しかしながら、この結果を踏まえて、従来の需要喚起策、補助制度が、何が有効で何が効かなかったか、そもそも今の枠組みで本当にい

いのか、検証・検討すべきではないかと思うのです。

そこで質問します。

既存の助成策の評価、そして施策の見直しなどをどのように行ってきたか示してください。

二点目は、今回の事業における政策目的を達成するために、県職員千人を代表質問で七百人と修正されましたが、それでも県職員七百人を宿泊費等も含めた全額県負担の公務出張という形で派遣することが妥当かどうかという、特に、派遣対象の選定の面から手段の妥当性を議論したいと思います。

上海路線の維持、成長力の取り込みといった政策目的の達成のためには、中国市場へ進出している、または進出の意欲がある民間企業経営幹部、若手経営幹部等を派遣すべきと考えます。また、人材育成、国際的感覚を高めるといった政策目的達成のためには、学ぶ意欲の高い中高生等を派遣すべきと考えます。この提案に対する県の考えを示してください。

あわせて、先日の代表質問で一部修正がありました、それでも派遣対象を県職員七百人とした理由を示してください。

もう一点付言しますと、今回千人派遣ということで、上海線の路線維持が危機的状況にあるということに注目を集めることに成功したアナウンス効果というのは、確かに知事のおっしゃるとおり、あったかと思えます。しかしながら、今の提案されている枠組みでは、県民の皆様にご利用してくださいと、いわば自腹で行ってくださいとお願いしている県庁のほうが千人、修正されたとはいえ七百人全額公費負担で行きますとなったときに、皆様をお願いする説得力がないと考えていることを付言いたします。

そして三点目は、費用対効果の面から、政策手段選定の妥当性について議論します。

政策目的を達成するための手段は一つに限定されるものではなく、複数あり得るわけです。同じ目的を達成できるのであれば、基本的には安いほうがよいに決まっています。今回の研修事業については、千人規模の需要を直接的に創造して、直近の搭乗率を路線休止・廃止ラインから上に持っていくということであれば、県職員の公務出張、業務命令としてですので、航空券代だけでなく宿泊費等々を含めて一人当たり十一万八千円かかることとなりますが、それよりも、例えば観光客の誘致、県産品の輸出に向けた視察、商談、取り組みをする民間経済人の方々を対象に、例えば航空券代、これについてはこの構想が初めて新聞に出たときに航空券代は約四万円という旨の報道もされましたけれども、その航空券代の半額ないし全額補助します。ただし、あとの宿泊費等現地での経費は全額自己負担ですという仕組みでも、私は十分、行きたいと手を挙げる方がたくさん出てくると思います。需要は喚起できると思います。この方法なら、航空券代全額補助だったとしても、一千人の需要を喚起するのに四千万円、当初案の三分の一で同じ目的を達成することができます。私のこの提案に対して県の考えをお答えください。

以上、三回目の質問といたします。

□ 答弁（企画部長）

上海路線に係る既存の助成策の効果等についてでございます。

県といたしましては、鹿児島・上海線におけるイン・アウト双方の需要喚起を図りますため、路線の認知度向上のためのテレビCMの放映、旅行会社に対する広告支援などの措置を講じたところであり、平成十四年の就航から平成二十三年までの平均搭乗率は五八％を維持いたしてございまして、一定の効果を上げてきたところでございます。

また、昨年九月以降、尖閣諸島の問題の影響を受けまして利用状況が低迷いたしましたことから、これらの施策に加えまして航空会社に対する助成を行うことによりまして、フライトキャンセルを未然に防止いたしますとともに、搭乗率も一定程度改善いたしたところでございます。このように、状況の変化に応じまして施策を講じてきたところでございますが、これまでの施策は、上海線の維持という目的を果たしてきたところであると考えております。

しかしながら、四月以降、鳥インフルエンザの発生により、さらなる利用の急落が生じていることから、助成によってもフライトキャンセルの発生を回避できない危機的な状況が発生いたしているところでございます。

□ 答弁（総務部長）

上海派遣短期特別研修事業におきます派遣対象の人数、それから、県民の方々を派遣することについてでございます。

平成十四年の就航以来、鹿児島・上海線の搭乗率につきましてはおおむね五〇％以上を維持してございまして、安定的に運航されてきたところでございます。こうした中、本年五月の搭乗率でございますけれども、三二％となるなど、同路線は極めて危機的な状況にございます。

今回の事業によりまして一千名が搭乗するということになりまして、予定どおり運航された場合の七月以降におきます本年度の搭乗率につきましては、一〇％程度改善することとなります。この結果、団体・ビジネス助成の拡充などの効果とも相まって、これまでと同様の搭乗率を確保できるものと見込んでおります。

また、今回の事業に関しまして、広く県民の方々の参画を図るべきであるとの御意見を踏まえまして、おおむね千人のうち三百人程度は民間の方々に上海を訪問していただきたいと考えております。議員のほうからも先ほど例示がございましたが、訪問される方々の決定方法などにつきましては、今後、具体的に検討してまいりたいと考えております。

なお、経済団体におきまして、緊急メッセージを發出され、今後、民間でできる具体策を協議していくこととされたところでございます。

次に、上海派遣短期特別研修事業の目的及び効果についてでございます。

上海につきましては、これまでも御答弁申し上げておりますとおり、環黄海経済圏における主要都市として約二千三百八十万人の人口を抱えております。また、昨年経済成長率は七・五％と見込まれるなど著しい成長を続けてございまして、その拡大する経済の波及効果を本県に取り込んでいくことは、少子

高齢化、人口減少が見込まれる本県にとりまして、将来の発展可能性を高め、国内の地域間競争に打ち勝つ上で必要不可欠であると考えております。

今回の事業によりまして、成長著しい上海の産業、都市基盤、教育等の状況を直接体験することを通じ、時代の変化に柔軟に対応し、国際感覚や幅広い視野を持った職員の育成を図りますとともに、県民の方々にも上海を訪問していただくことを通じ、本県と環黄海経済圏の主要都市であります上海を直接結ぶ極めて重要な国際定期路線であります上海線の維持を図りまして、成長する中国経済の波及効果の本県にもたらし、本県の発展可能性を大いに高めることができると考えております。

また、フライトキャンセルが多発するとともに、搭乗率が低迷し、極めて危機的な状況にございます同路線の維持存続のため、緊急的な対応策として多くの県職員等を上海に派遣いたしますことは、中国東方航空が同路線の存続を検討する際に効果的な判断材料になるものと考えておりまして、同航空側からも、今回の事業につきましては感謝の意の表明があったところでございます。

■ 質問（しもづる）

上海の件について、二つの観点から再質問いたします。

一点目は、研修という名目、目的についてであります。

今回、研修として、成長著しい上海を見てもらって国際的感覚を身につけるといった旨の研修目的の答弁がされております。しかしながら、派遣対象となる職員、当初の構想であれば教職員五百人、県職員五百人、この県職員五百人というものは、県庁職員の本体がたしかおおむね五千人から六千人ですので、十人に一人ほどが対象になるということになります。そうしますと、現在ないしは次の異動等でも、県産品の輸出ですとか観光客の誘致ですとか直接的には業務で携わらない職員も、多くその対象になり得るということになります。

国際的な感覚の醸成ということでありましたが、私は研修には二つの種類があると考えております。一つは、社会人として、もしくは県職員としての素養を高める研修、そしてもう一つは、業務に直接かわりのある分野に係る研修です。後者については、私はその目的について検討の余地があると思っております。すなわち、仕事でこれから上海市場を取り込んでいかなきゃいけない、観光客を呼ばなきゃいけない、物を売っていかなきゃいけない、そのために市場を知らんといかんから行かなきゃいけない。これならわかります。そのためにおおむね五十人、百人、この程度のオーダーであればわかります。しかしながら、直接もしくは次や次の次の異動等でもかかわることが見込まれない職員について、確かに上海市場を見ることで、社会人としての、県職員としての素養にはつながるでしょう。ただ、そのような素養に関する研修というのは原則自腹でやるべきものです。民間企業でも、社会人で自分の素養を高めるために例えば英語教室に通うだとか、海外に行って見聞を高めるだとか、こういうものは自腹を切っていくわけです。せいぜい県としてやっぴいのは、有給休暇をとりやすいような環境整備をして、行きたいと手を挙げる人に対しては、例えば「水・木・金休めるようにしてあげますよ。周りの職員の負担もふえるけれども、理解してね」と、そういう呼びかけであればわかりますけれども、やはり研修というものを直接かわりがない職員に対して広く行うというのは、私は妥当ではないと考えますが、それについてお

考えをお伺いしたいのが一点。

そしてもう一点が、派遣対象の選定についてであります。

今まで、当初千人全員県職員派遣、それに対して三百人は民間に門戸を開く、そういう次元の話ではないと考えております。そもそも千人の需要を喚起する政策手段としてまず来るべきことは、民間企業、民間人の方々に対して何らかの補助策を打つことによって需要を喚起する。これが第一義的にあるべきものであります。それを打っても千人の需要が喚起できないときに、最終手段として直接県職員に税金を注ぎ込んで行かせる。これは最終手段であるべきものです。

そこで伺いたいのが、千人の需要を直近で創造したいということはわかりました。しかしながら、その**千人の需要を創造するためのツールとしてほかの政策手段を比較検討しなかったのかどうか**、これを伺いたいで私は最初に、既存の助成策について聞いているんです。既存の助成策についてしっかりと検証・検討していれば、どの時期に幾ら、どのターゲットに注ぎ込めばどれぐらいの需要が喚起できるということは、正確にはなかったとしても、ある程度の読みがつくはずなんです。ですので、千人需要を喚起するという点で、**ほかの政策手段、特に民間企業、民間の方々、私が提案したように「航空券代は今回は緊急避難的に全額持ちますよ、半額持ちますよ」といった仕組みは検討しなかったのかどうか**。

この二点について伺いたいと思います。

□ 答弁（総務部長）

まず、研修の目的、対象職員についての御質問でございました。

素養に関する研修は自腹でやるべきという御指摘が今ございました。今回の研修の目的につきましては、代表質問のほうでも私のほうから御答弁させていただいております。具体的な上海におけますプロジェクトの例を私のほうから例示させていただいて、御答弁申し上げておりました。そのときの御答弁でございますけれども、例えば浦東新区の都市再開発プロジェクトでありますとか、それから洋山深水港、コンテナ取扱量は世界一といったような都市基盤でありますとか、それから教育の現場でございます、上海は、PISAテストが全分野で世界一というところがございますので、その現状を調査してくるということでございまして、上海における都市基盤、産業、教育という現場にみずから足を運んで、上海の実態を直接体験するということを通じて、本県の地理的優位性でありますとか、発展可能性を最大限生かした各種施策の企画立案に実際に役立てていくということを目的としているものでございます。

したがいまして、今、御指摘のありました、単なる素養だけを目的にしているということでございませんで、今回派遣研修を通じて、今申し上げたような実際の本県の施策の企画立案、それから実施に役立てる、そういう研修にしまいたいと考えております。

□ 答弁（企画部長）

航空券代の半額、全額助成などによっても政策目的が達成されるのではないかという御質問でございます。

これまでも、上海線を利用する団体ツアーやビジネス出張に対する助成等を行いまして、利用促進を

図ってまいったところでございますが、鳥インフルエンザの発生もあって、四月以降フライトキャンセルが多発いたしますとともに搭乗率が低迷いたしまして、極めて危機的な状況になっているところでございます。このような状況を踏まえまして、今回の事業におきまして、緊急的な対応策といたしまして、職員研修や県民の参画を得まして確実な同路線の利用を図ることといたしましたものでございます。

■ 質問（しもづる）

再度質問いたします。

まず、研修についてなんですが、今、総務部長から港湾プロジェクトの視察も含まれているという話もありました。しかし、例えば港湾にかかわる方を含めてみても、果たして五百人いるのかどうか。いたとしても、それを丸々行かせる必要があるのかどうか、私は非常に疑問に考えます。素養に関する研修ではない、直接的に結びつく研修だという旨の説明でしたけれども、それではさすがに港湾と教育現場だけでは弱いと思うんですが、さらに、こういうことで直接結びつくんだという論拠があれば示してください。

もう一点が、需要喚起について、従来の需要喚起策では今回の危機的状況には対応できない旨の答弁がありました。それであれば、従来ではたしか六人ぐらいの団体から一人頭大体四千元から五千元ぐらいですよ。それで効かないのであれば、例えば私が提案しているとおりの航空券代の全額補助ということを提案、そして周知していけばいいんじゃないかと思うんですが、それは検討すらなされなかったのかどうかということを伺いたいということ。

そして、需要喚起に向けて私はなぜ原則で民間の方を対象にすべきと言っているかといいますと、そちらのほうが将来の需要を生むからなんです。例えば県職員の方が今回七百人なら七百人丸抱えで行ってもらったとして、どれだけの人が次使うんでしょうか。これが民間企業の例えば上海に打って出たい、でもきっかけがなかったという人が、この機会に例えば航空券代全額補助だから行ってみよう。そして行って見て、「ああ、この市場は有望だ。うちの商品が売れるかもしれない。また行こう」と乗ってくれるわけです。中長期的に見たときに、この政策の効果は、民間の人を対象に、特に経済人を対象にすることによって、今回一時的なカンフル剤にとどまらず、中長期的な需要喚起策にもなるわけです。その点について、政策手段、政策ツールとして民間の方をメインにすることを検討しなかったのかどうか。検討してだめとなったのであれば、なぜだめとしたのか、そこについて再度示してください。

□ 答弁（総務部長）

研修の内容についてでございます。

先ほど私、代表的な例として三点を挙げさせていただきましたけれども、それ以外にも当然、想定しているものはございます。例えば上海の中で実際に売られているような物品ですとか、そういった市場の状況というものを把握することで、今、鹿児島産の県産品を売り込んでいこうと一生懸命努力しているわけですが、そういった県産品の企画ですとか販売方法の手段ですとか、そういったところで関係する職員は多くいると思っております。また、アウトバウンド施策、非常に必要でございますし、また上海のほうからインバウンドということでありまして、こちらからアウトで出ていくときには上海でど

のようなスポットがあるのかとか、そういったアウトバウンド施策の企画立案にも十分役立つ研修にできると思っておりますので、先ほど私が申し上げたような例に加えて、先ほど言ったような本県の今、取り組んでいる重点的な施策における企画立案・実施に役立てるような研修にしていきたいと思いますと考えております。

□ 答弁（企画部長）

需要喚起策の拡充ということについてのお尋ねでございますが、これまでも御指摘のありました団体ツアー助成事業、それと海外ビジネスツアーに対する助成を行っておりますが、今回の利用率の急減、危機的な状況に対応するというところで、この団体ツアーの助成事業、それとビジネスツアーに対する助成事業については、その額を従来額の二倍と倍額措置をいたしております、このことによって民間の需要の喚起、相当程度図られるということを期待をいたしているところでございます。

それと、民間との合わせた需要ということを検討しなかったかということでございますが、県の職員の派遣に伴いまして、それに呼応して当然私どももいたしましては、民間ベースにおきましても一定程度の需要を掘り起こしていただくということを期待しているところでございまして、既に相当程度の民間企業あるいは団体等のほうから、上海のほうに派遣するというお話をいただいているところでございます。

5. 食品の輸出に向けた環境整備について

■ 質問（しもづる）

それでは、続いて、鹿児島に稼げる仕事をつくる観点から、今回は食品の輸出に向けた環境整備について六点質問してまいります。

一点目は、EU向けの食肉輸出に向けた食肉処理施設の認定について質問します。

ことし三月二十九日付で、厚労省並びに農水省の局長の連名で各都道府県知事宛てに対EU輸出食肉の取扱要綱に関する通知が出されました。いよいよ、人口五億人、GDP十六兆ドルの巨大市場に向けた食肉輸出の取り組みが動き出すこととなります。農業県そして畜産県である本県にとって、EU向けの食肉輸出に向けた環境整備、特に食肉処理施設の認定は非常に重要な課題です。

そこで質問します。

EU向けの食肉輸出をめぐる制度等の現状について、そして本県におけるEU向け食肉処理施設の認定に関する取り組みについて示してください。

二点目は、水産食品の輸出について質問します。

水産食品の輸出についても、相手国の定める基準に適合した登録施設が必要となっております。

そこで質問します。

水産食品輸出に当たっての登録施設の現状と登録促進のための取り組みについて示してください。

三点目は、輸出先で売れる商品づくりという観点から、相手国の嗜好に合わせた商品開発・研究開発に向けた市場調査並びに分析結果の提供についてです。肉でも魚でもお茶でも、その他の県産品でも、これまでお客さん、消費者に高く評価されるもの、すなわちおいしいものを目指していろいろな開発がされてきたと思いますが、国によって味の嗜好は異なるものです。したがって、輸出先で売れる商品づくりのためには相手先の市場並びに味の嗜好を調査・分析し、生かす必要があります。しかしながら、中小企業にとっては、独自に調査する人、お金の面で困難があります。

そこで、**相手国の市場並びに味の嗜好について調査・分析し、輸出に意欲のある企業へと情報提供する仕組みが必要だと考えますが、現状並びに取り組みについて示してください。**

四点目は、中東並びにイスラム圏市場開拓のためのハラール認証についての普及啓発について質問します。

イスラム教では、豚を食べたりアルコールをとることを禁じていることなど、食品に関しても、また処理についても教えに基づく定めがあります。輸出に際しては、イスラムの定める適正な方法で処理・加工された食品であるとの証明が必要になります。例えば食肉の分野では、豚そのものを食べないのはもちろんですが、牛でも鶏でも屠殺の方法が定められており、その方法に従う必要があります。また、豚由来の成分が含まれているだけでも禁止であったり、しょうゆやみりんなどでもアルコール成分を含まないことなどの規定があります。

このように、ふだん我々にとってなじみが薄い概念ではあるのですが、イスラム圏は人口十一億人と有望な市場であり、これから我が国全体で食品の輸出に重点的に取り組むに当たって、このハラール認証について理解し、取得を視野に入れて動き出すことは、市場開拓そして地域間競争に打ち勝つ上で重要だと言えます。

そこで、**ハラール認証についての普及啓発についての取り組みについて示してください。**

五点目は、県産品輸出に向けた本県食文化の輸出・普及について質問します。

鹿児島には数多くの、日本全国に、そして海外にも誇れる食品がたくさんあります。鹿児島に暮らす我々はそれぞれの魅力を知っていますし、食べ方、楽しみ方も知っています。県外の方でも同じ日本の中であれば大体想像はつくでしょう。しかし、外国の消費者から見たらどうでしょうか。想像してみてください。我々が外国の見たことも聞いたこともないお酒、食品を目の前にしたとき、「これはどうやって食べればいいんだろう」、「どういうシチュエーションで楽しむものなんだろう」と考えるのではないのでしょうか。

そこで、本県の有する魅力ある食品をばらばら売るのでなく、例えば焼酎を軸にした組み合わせなどを初め、鹿児島の食文化、食習慣を広めて根づかせることができれば、ビジネスチャンスが大きく広がることとなります。

そこで質問します。

県産品輸出拡大に向け、本県食文化の輸出・普及について、取り組みをお示してください。

六点目は、知的財産について質問します。

以前の質問で、中小企業が外国で知的財産権を取得する場合の補助制度について質問しました。平成二十四年度より、国の予算を活用した事業が開始されていると聞いております。そこで、その制度の活用状況、そして今回は商標について伺いたいと思います。

最も重要なのは、第三者が、鹿児島県の企業が持っている商標を勝手に取得することを防ぐために、出願された段階で早期察知することです。例えば「かごしま」という商標について、本県が第三者からの出願に対して異議を申し立てて、本物に取り戻すことを成功したということがこの本会議でも報告されましたけれども、そのように、一旦取られる前に、取得申請があった段階でとめるということが重要になります。

そこで、中国など外国で本県企業の有する商標が第三者によって出願された場合に、登録前に差しとめるために、こういう商標が出願されていますよという情報の提供についてお示してください。

□ 答弁（保健福祉部長）

EU向けの食肉輸出に向けた食肉処理施設の認定についてでございます。

EUにつきましては、今般、二国間協議が調いましたことから、国は、対EU食肉輸出の取扱要綱を制定したところであります。EU向け輸出を取り扱う食肉処理施設の認定に当たりましては、国がその施設・設備の状況、屠殺・解体等の方法、施設の衛生管理及び食肉検査体制等を審査することとされております。

県といたしましては、この施設認定の要件や手続について関係事業者等へ情報提供を行いました。現在のところ、要望する事業者はございません。今後、認定取得について要望があった場合は、認定の要件を満たせるよう具体的な指導を行ってまいりたいと考えております。

□ 答弁（商工労働水産部長）

水産食品の輸出についてでございます。

県内の加工場や冷凍保管施設のうち、県が把握している水産物の輸出に関する主な認定・登録施設数は、対EU向けが一施設、対アメリカが十五施設、対中国三十二施設、対ロシア十三施設などとなっております。

施設登録を促進するための取り組みにつきましては、登録手続や施設整備の補助等に関する情報の提供、施設登録の基本となるHACCPの導入に向けた衛生管理に関する研修会の開催、HACCP対応型施設の整備や改修についての支援を行っております。さらに、衛生証明書発行などの輸出条件につきましても規制緩和に向けた要望を行っているところでございまして、県としても、今後とも水産物の輸出促進に努めてまいります。

知的財産権の外国出願の関係でございますが、補助制度につきましては、かごしま産業支援センター

が出願料や代理人費用等の一部を助成しておりまして、平成二十四年度の実績は、特許三件、商標一件で、出願国は延べ二十カ国となっております。

外国での県内企業の商標を保護するための情報提供につきましては、中国など各国のホームページで出願状況を検索できますほか、商標調査等の民間サービスも提供されております。県工業技術センター内の県発明協会におきましては、知財総合支援窓口としまして弁理士等を配置し、海外の商標出願の検索方法等を含めた各種相談に応じております。

県といたしましては、ジェットロなど支援機関と連携して、海外展開等に関するセミナーを開催しているところをごさいますて、今後とも海外での知的財産保護対策や相談窓口の周知に努めてまいります。

□ 答弁（観光交流局長）

県産品の輸出に当たっては、相手国消費者の嗜好を把握することが重要と考えており、これまでも、セミナーや商談会の開催、海外見本市への出展などを通じ、必要な情報を収集し、県内企業への情報提供に努めております。

本年度においても、県内企業とアジアなどの留学生が食品の嗜好性や商習慣等について意見交換をする交流セミナーを開催するほか、本格焼酎に関して、県内在住の外国人や海外メディア関係者等を対象としたモニターツアーの実施や海外見本市への出展などを通じて、輸出相手国の嗜好に合わせた商品開発等につなげてまいります。

ハラール食品の市場は二〇一〇年で約六千五百億ドルと推計されており、イスラム教徒は二〇三〇年には約二十二億人に達すると言われ、東南アジアや中東では一人当たりのGDPが一万ドルを超える国も多く、購買力も増大しております。イスラム圏への県産品輸出は新たな市場開拓につながるものと期待され、これまで、ハラールの基礎的内容に関するセミナーを開催してきましたが、今後は、ハラール認証に係るコストや複雑な手続を十分に理解した上で、ハラール市場への参入に意欲を示す企業を対象に、より高度で専門的な内容のセミナー開催や情報提供などに努めてまいります。

本県の食品の輸出促進を図るためには、相手国の食文化や慣習に留意しながら、鹿児島県の食文化をPRし、県産品の訴求力を高め、差別化を図ることが重要です。これまでも、海外から著名なシェフを招いて鹿児島県の食文化を体験していただき、当該シェフのレストランで開催する鹿児島フェアで、本県産の食材を使った料理とあわせて本格焼酎を提供していただくなど、本県産品の付加価値を高めるPRに努めてきております。

本年度も、レストランフェアを開催するとともに、香港やシンガポールでの見本市における本格焼酎と県産品をあわせた提案や、食に関するセミナーの開催など、鹿児島県の食文化のPRに取り組んでまいります。

6. 県政の全分野・全事業を対象とした政策評価について

■ 質問（しもづる）

最後に、県政の全分野・全事業を対象とした政策評価について三点質問します。

時間がありませんので、政策評価の概要は割愛いたしますが、私は以前より、県政の全分野の全施策・全事業について政策評価を行うべき、ただし、これらについてはコストがかかりますので、政策評価的な思考を全部署に浸透させることができる、そして従来 of 事務に対して執行コストがほぼ変わらない仕組みとして、決算において提出される地方自治法第二百三十三条第五項の規定に基づき作成することとなっている主要な施策の成果を説明する書類、本県では主要施策の成果に関する調書と呼んでおりますが、その活用を提案しております。この調書を作成する際に、施策の目的に対応した指標を設定し、効果を測定すること、そしてそれに当たっては、幾ら使ったかではなく、どういう効果があったかという成果重視型の指標を設定する。この二点を徹底するだけでも非常にいい仕組みができると思います。

以前二回、一般質問で取り上げてまいりました。二〇一一年十二月には答弁で、「指摘の提案を踏まえて工夫はしてまいりたい」、二〇一二年六月には答弁で、「できるだけ数値データを記載するなど、施策の成果がわかりやすいものとなるよう検討してまいりたいと考えております」との答弁がありました。今回は、この取り組みを具体化するための提案として二点申し上げます。

一点目は、フォーマット、記入様式の整備であります。例えば他県の先進事例を見ますと、大分県では、しっかりとした「こういう枠組みで書いてください」という記入様式があり、事業目的、課題、現状はもちろんのこと、総コスト、事業費、人件費、事業の成果、そして最終目標、何年度に何を達成するか、現状どれぐらい達成できているかという言葉で示すフォーマットができております。本県でも、成果調書を作成するに当たって、これから決算に向けて成果調書をつくるわけですので、このようなしっかりとした政策評価的な思考に基づいた様式を整備し、作成していくべきと考えますが、お考えをお示ください。

また、ホームページで公開していくことによって、より多くの県民の皆さんの目で確かめることによって、その制度というものが上がっていくかと思いますが、ホームページでの成果調書の公開についてお示ください。

□ 答弁（総務部長）

主要施策の成果に関する調書についてでございます。

平成二十三年度の調書を作成するに当たりましては、自主防災組織率やごみ排出量削減率など目標値が設定されているものにつきましては、その数値を記載いたしますとともに、事業の成果や実績について、できる限り表を用いて具体的かつ詳細な数値データも記載するなど、施策の成果がわかりやすいものとなるような改善を図ったところであります。

同調書の作成に当たりましては、既に統一の様式を定め、目標値等の数値データを可能な限り記載す

るよう作成要領において徹底しているところであり、引き続き、各施策・事業の成果がよりわかりやすいものとなるよう努めてまいります。

同調書につきましては、現在、県政情報センターにおいて公開しているところではありますが、今後作成する平成二十四年度の決算に関する調書を県ホームページに掲載したいと考えております。

7.まとめ

■ 質問（しもづる）

時間ですので、一言だけ申し上げます。

上海派遣については、国際的な感覚を三日、四日で養えれば苦勞しないわけです。あくまできっかけであり、そのきっかけを生かせるかどうかは、業務に密接したものを見るからこそ、すぐに生かせる、そして深く学ぼうと思うわけです。

研修とありますが、派遣対象の選定においてはやはり民間が優先であるべきであり、また、民間の選定に当たっては、直接業務に携わるそういう方々を優先に派遣することが、将来の需要喚起になり、そして鹿児島県のためになるという信念を申し述べて、終わります。

ありがとうございました。（拍手）